三　貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量及び注入に係る期間並びに許可貯留区域内の貯留層に貯蔵し得る二酸化炭素の最大量に関する事項
四　許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、海洋に漏出した場合における海洋環境に及ぼす影響の評価に関する事項
五　二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金の確保に関する事項
六　通知貯留区域管理業務の実施に必要な費用の見込みに関する事項
（二酸化炭素の濃度の測定の方法）
第八条　二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（以下この項において「令」という。）第三条第二項の主務省令で定める二酸化炭素の濃度の測定の方法は、次の各号のいずれかの方法とする。
一　測定しようとする貯蔵二酸化炭素（貯蔵する法第二条第一項に規定する二酸化炭素をいう。以下この号において同じ。）における不純物（水素、窒素、酸素、炭化水素、一酸化炭素及び特定不純物（水素、窒素、酸素、炭化水素及び一酸化炭素以外の物質であって、貯蔵二酸化炭素が令第三条第一項第一号に掲げる基準に適合するかどうかの判定のために測定が必要なものをいう。以下この号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の濃度を次のイからハまでに適合するように測定した上で、当該貯蔵二酸化炭素における二酸化炭素の濃度を次の式により算定する方法

C＝100－（Ah＋An＋Ao＋Ac＋Am＋Aq）

この式においてC、Ah、An、Ao、Ac、Am及びAqは、それぞれ次の値を表すものとする。

C　二酸化炭素の濃度（単位　体積百分率）
Ah　測定された水素の濃度（単位　体積百分率）
An　測定された窒素の濃度（単位　体積百分率）
Ao　測定された酸素の濃度（単位　体積百分率）
Ac　測定された炭化水素の濃度（単位　体積百分率）
Am　測定された一酸化炭素の濃度（単位　体積百分率）
Aq　測定された特定不純物の濃度（単位　体積百分率）

なお、算定する二酸化炭素の濃度は、乾きガス中の濃度とし、その算定に当たっては、日本産業規格K〇二二五の十一に定める方法又はこれと同等の精度を有する方法により測定した水分の値を用いることとする。

イ　不純物の濃度の測定は、日本産業規格K〇一一四の四に定めるガスクロマトグラフ分析法により行う。
ロ　イの測定を行うに当たっては、次表の上欄に掲げる不純物の区分ごとに、同表下欄に掲げる装置及びその操作の方法並びに定量法を用いることとする。

区分	装置及びその操作の方法並びに定量法
炭化水素及び一酸化炭素以外の不純物	1　日本産業規格K〇一一〇六の四・三・一(4)及び(6)(a)に定める装置並びに日本産業規格K〇一一四の九・三に定める操作の方法（ただし、分析条件については日本産業規格K一一〇六の四・三・一(6)(b)に定める分析条件を用いることとする。） 2　日本産業規格K〇一一四に適合するものであって、1に掲げるものと同等の精度を有するもの
炭化水素	1　日本産業規格K〇二二五の九に定める装置及びその操作の方法並びに定量法 2　日本産業規格K〇一一四に適合するものであって、1に掲げるものと同等の精度を有するもの
一酸化炭素	1　日本産業規格K〇二二五の七・一に定める装置及びその操作の方法並びに定量法 2　日本産業規格K〇一一四に適合するものであって、1に掲げるものと同等の精度を有するもの

ハ　イの測定に用いる校正用ガスは、ヘリウムの濃度が体積百分率九十九・九九九パーセント以上のガス、日本産業規格K〇五一二に定める水素標準ガス、日本産業規格K一一〇一に定める酸素標準ガス、日本産業規格K一一〇七の表に規定する窒素、高純度炭化水素、高純度一酸化炭素及び高純度特定不純物を質量比混合法により調製したものとする。
二　前号に掲げる方法と同等の精度を有する方法
2　前項第一号に掲げる方法に関する事項で、この省令に定めのないものについては、日本産業規格K〇一一四の定めるところによる。
（貯留事業実施計画の変更の認可の申請等）
第九条　法第三十九条第一項の規定により貯留事業実施計画の変更の認可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第五による申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　変更の内容
三　変更の理由
2　前項の申請書には、当該変更後の貯留事業実施計画を添付しなければならない。
3　法第三十九条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　法第三十八条第一項第五号に掲げる事項の変更（法第四十三条第一項の規定による監視を追加して行う場合に限る。）
二　貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量を減少させ、又は当該二酸化炭素の注入に係る期間を短縮し、二酸化炭素の注入量の合計を減少させる変更
三　第七条第二項第五号の費用の見込額について十パーセント未満の増加による同号に掲げる事項の変更
四　第七条第二項第六号の費用の見込額について十パーセント未満の増加による同号に掲げる事項の変更
五　法第十三条第一項に規定する貯留事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更その他の貯留事業実施計画の内容の実質的な変更を伴わない変更
（貯留事業実施計画の軽微な変更の届出）
第十条　法第三十九条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第六による届出書に、変更後の貯留事業実施計画を添えて、主務大臣に提出しなければならない。
（二酸化炭素の貯蔵の状況の監視）
第十一条　法第四十三条第一項の規定により貯留開始貯留事業者が行う監視は、法第四十条に規定する認可貯留事業実施計画に従い、次の各号に掲げる監視の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。
一　懸念時監視　許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれのある事象が発生した場合に、当該漏えいが発生しているかどうか又は発生するおそれが生じているかどうかを判断するために実施する。
二　異常時監視　許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、その状態が継続している間、実施する。
三　通常時監視　前二号の場合以外の場合に実施する。